

倉庫の無届解体問題調査特別委員会 記録

開催日時 平成25年1月29日(火) 13:04~13:47

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

井岡 正徳 委員長
山下 力 副委員長
大国 正博 委員
太田 敦 委員
田中 惟允 委員
浅川 清仁 委員
岩田 国夫 委員
高柳 忠夫 委員
山本 進章 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 なし

傍聴者 6名(議員)

議 事

- (1) 会議の運営について
- (2) 提出記録について
- (3) 関係者への事情聴取について
- (4) 記録等の提出について
- (5) 今後の調査の進め方について
- (6) その他

<会議の経過>

○井岡委員長 ただ今より、倉庫の無届解体問題調査特別委員会を開会いたします。

岩田委員は遅れるとの連絡を受けております。

また、本日の委員外傍聴者は、4名です。

それでは、協議事項に入ります。

はじめに、会議の運営についてですが、本日は、提出記録の検証等を行うことから奈良

県議会委員会条例第15条第1項ただし書きの規定による秘密会として、開いております。

それで、委員外議員の傍聴についてですが、本日の資料は非公開の事項を含む資料ですので、傍聴議員への資料配付は行いませんが、傍聴について認めることとしてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、傍聴を認めることとします。

なお、委員会条例第26条で準用する会議規則第76条第2項で、「秘密会の議事は何人も秘密性の持続する限り、他に漏らしてはならない。」と規定されております。

委員外議員には、本日の議事内容等については外部に漏らすことのないよう、ご注意願います。

.....

(非 公 開)

.....

○**井岡委員長** 次に、山下副委員長の説明を踏まえまして、関係者への事情聴取についてですが、次の点についてご検討いただきたいと思っております。

まず、建設リサイクル法に基づく届出義務者であります平野クレーン工業株式会社の代表者及び担当者を、次に、建設リサイクル法に基づく届出の提出先であり、別途道路の切り下げ工事を承認した高田土木事務所の当時の所長と同じく当時の管理課長を証人として、本委員会に出頭を求めることが適当と考えますが、いかがでしょうか。

また、証言を求める事項については、ただいまから資料をお配りいたしますのでお目通し願います。

それでは、出頭を求める証人と証言を求める事項について、ご意見を願います。

○**田中委員** ここに書いていただいていることに関連する質疑もできるのですか。それとも(1)(2)だけということですか。

○**井岡委員長** 基本的に、まずこの事項について質問をさせていただきます。

○**田中委員** 関連事項は含まないのですか。

○井岡委員長 関連事項の範囲が多岐にわたれば…

○田中委員 答えを聞いていて、それならこの問題はという形で。

○井岡委員長 それはまた改めてさせていただきます。

まず、あとで質問の方法を言います。

○田中委員 結構です。

○高柳委員 基本的にこれで第1回目をやっていただいたら、全体が見えてくるのではないかと思います。

○太田委員 第1回目、このお二人を呼んで、この2つの項目についてそれぞれお聞きをして、それで新たに究明しなければならない問題が出てきたら、さらに証人を呼ぶことができるということですね。

○井岡委員長 それは答弁いかんによって、予定することと思われれます。

○太田委員 最初はこのお二人でやると。

○井岡委員長 よろしいですか。それでは、先ほど申し上げました4名の方を証人として出頭を求めることとし、また、証言を求める事項については、お手元に配布しましたとおりとすることよろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

それでは、議長に証人出頭要求書を提出させていただきます。

次に、記録等の提出についてですが、無届け及びアスベストに関する先ほどの資料の補足資料として、資料1のとおり提出を求めてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議長から記録の提出を求めていただきます。

次に、今後の調査の進め方についてですが、次回、証人への事情聴取を行っていただきます。

まず、委員長からまとめて質問し、その後各委員から補足質問を行っていただくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○太田委員 その場合、時間とか…

○井岡委員長 それはまたあとで。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

また、証人への質問時間ですが、それぞれ1時間程度、委員の補足質問は1人5分程度で、いかがでしょうか。

○川口委員 これ、気を付けなければいけないのは、喚問という、警察、検察のような類いの関わり合いはどうなるかということ。また、銘々が視点が違えば、取り調べ質問のようなそういうことになりかねないと思う。そこら辺の特別委員会の権能と性格、これを十分お互いに共通認識にしておかないと、また、別の意味で問題が発生することも想定できると思う。念のため。

○井岡委員長 今度の証言においては、調査事項(1)(2)を逸脱しないように、当初はその件について考えて委員長から質問をさせていただきます。

その他、1人5分程度の他の委員の皆さんは、それを聞きながら注意して質問をしていたらと思っております。

○川口委員 十分注意して。

○井岡委員長 それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、証言の際のメモ・資料を見ながらの証言については、原則として許可しないことといたしますが、よろしいですか。

これについて、議事課長なにか、先例などあれば。

○吉田議事課長 先例はないのですが、こういった証言は本人の経験、あるいは記憶にもとづいて行うのを原則としています。例えば資料などをもちこまれますと、その資料はいつたい誰が作成したものかということもわからないままで、調査がすすめられますと、事実解明が難しいということを思います。したがって、そういうメモや資料はもちこまない、認められた人だけが、その事実に対して、自分の経験あるいは記憶に基づいて答えるのが原則となっております。

○井岡委員長 それでは、今のおりでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

なお、弁護士等の補佐人の同席については、当日、みなさんにお諮りすることとします。

それでは、その他の事項に入ります。

その他、何かございませんか。

なければ、次回の開催ですが、2月の中旬を予定していますが、証人の都合もありますので、調整次第お知らせすることにしてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

なお、本日の委員会の概要については、後ほど、報道機関に発表することとします。

これで、本日の委員会を終わります。ありがとうございました。